

生駒市規則第 2 2 号

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 3 年 9 月 1 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則
生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則（平成 2 4 年 6 月生駒市規則第
2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の表中

「

ワイヤレスマイクロホン	1 本 1 0 0 円
コンデンサーマイクロホン	1 本 1 0 0 円

」

を

「

ワイヤレスマイクロホン	1 本 1 0 0 円
ダイナミックマイクロホン	1 本 1 0 0 円
コンデンサーマイクロホン	1 本 1 0 0 円
ダイレクトボックス	1 個 1 0 0 円

」

に

改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 はね返りスピーカーについては、2 台で 1 式とする。
- 2 ワイヤレスマイクロホン、ダイナミックマイクロホン及びコンデンサー
マイクロホンについては、合計 3 本目から使用料を徴収する。
- 3 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第 1 の 4 の表中 O H P の項を削り、同表中

液晶プロジェクター大	1 台 1 , 3 6 0 円	を
モバイルルーター	1 台 2 1 0 円	

液晶プロジェクター	1 台 2 1 0 円	に
-----------	-------------	---

改め、同表備考第 2 項を削り、同表備考第 3 項を同表備考第 2 項とする。

別表第 2 の 2 の表中ピンスポットライトの項を削る。

別表第 2 の 3 の表中

ワイヤレスマイクロホン	1 本 1 0 0 円	を
コンデンサーマイクロホン	1 本 1 0 0 円	

ワイヤレスマイクロホン	1 本 1 0 0 円	に
ダイナミックマイクロホン	1 本 1 0 0 円	
コンデンサーマイクロホン	1 本 1 0 0 円	
ダイレクトボックス	1 個 1 0 0 円	

改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 はね返りスピーカーについては、2 台で 1 式とし、追加で使用する場合には、1 台 1 1 0 円の利用料金を徴収する。
- 2 ワイヤレスマイクロホン、ダイナミックマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計 3 本目から利用料金を徴収する。
- 3 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第 2 の 4 の表中 O H P の項、1 6 ミリ映写機の項及びモバイルルーターの項を削り、同表備考第 3 項を削り、同表備考第 4 項を同表備考第 3 項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 3 年 1 0 月 1 日以後の使用に係る使用料等（生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則第 1 条に規定する使用料等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。